



令和5年3月6日

愛知県教育委員会教育長 殿

政府及び教育委員会(愛知県教育委員会会議での発言を含む)の  
情報を正確かつ確実に教職員へ周知することの請願

住 所

(団体名)

氏 名

電話番号

1 請願の趣旨

令和4年12月22日に愛知県教育委員会会議を傍聴しました。その日の請願の中で「学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」の口頭陳述後の教育委員と保健体育課長のやり取りの中で以下のようなものがありました。(資料1)

(保健体育課課長)

本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように周知しているなど、児童生徒本人の意思で適切に着脱することとしている。

(教育委員)

請願者からの話を聞くと、教員側への徹底がまだ行き届いていないように感じる。しっかりとした説明がなされていないことに対する不満であると思うが・・・

(保健体育課長)

これまで県教育委員会から数々の通知を出しているが、今後、学校での指導状況を確認しながら、これまでに示してきたマスク着用に関する考え方、いじめや差別等につながらないようにすることなどまとめた資料を改めて学校及び保護者に配布するための準備を進めていく。

(教育長)

今までも随時マスクについての考え方を通知しているが、きちんと学校現場や保護者に届いているかについては反省すべき点もあると思う。まずは今まで通知してきた内容を元に分かりやすい資料にして学校現場に届け、保護者にも見てもらえるようウェブなどに掲載するなどの対応を進めていくとともに、エビデンスが提示されて動きがあれば、時機を逸することなく、スピード感を持って柔軟に対応していく。

このような内容のやり取りでしたが、学校現場にいる教員として初めて聞くことであり、初めて知る内容でした。私の知り合いの教員にも確認しました(小学校2校、中学校5校、高等学校21校)。誰ひとり「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」を知りませんでした。それどころか「校内原則マスク着用」「授業中マスク着用」という共通認識でした。

私は、12月22日に愛知県教育委員会会議で聞いた「本人の意に反してマスクの着脱を

無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」を所属している校長に確認したところ「校長会等では聞いていない」という回答でした。12月の愛知県教育委員会会議を踏まえてマスクの周知があったかを確認するために、令和4年1月にも、再度、所属校長に校長会等でマスクの話はあったかと確認しましたが1月の校長会等でも聞いていないという回答でした。さらに所属校長から保健体育課にどの通知で「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」が書かれているか確認したところ「マスクの着用に関するリーフレットについて（通知）」（令和4年10月20日付愛知県教育委員会保健体育課長）（資料2）の周知文添付資料「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）（資料3）に記載されているという回答でした。確認したところリーフレットに書かれているのではなく、鑑文の文章の一文でした（資料3）。その後、愛知県教育委員会保健体育課長から「『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改定について（通知）」（令和4年10月28日付）（資料4）が通知されましたが、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」が書かれている文章又は類似な文章は見当たりませんでした。

愛知県教育委員会から「マスク着用について」学校に通知された文章をすべて確認しましたが、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」が書かれている文章又は類似な文章は資料3以外からは見当たりませんでした。

私が所属している学校では、令和4年10月28日付資料4の「『3 日々の教育活動における感染症対策・指導』の『(5) 昼食等』」についての改善及び周知もされてなく、私が愛知県教育委員会からの通知文を確認している中で見つけ、校長に問いただしたところ、マスク着用についても含めて令和5年1月24日に生徒へ周知しました（資料5）。この周知がおこなわれるまでは、「昼食は正面を向いて黙食」という指示を生徒に出していました。約三カ月間も改善されませんでした。これは私が所属している学校だけではなく、前述で確認した学校も同じどころか改善されていない学校もあります。

愛知県教育委員会保健体育課長が発言されていた通り、「マスクの着用について」は数々の通知を出されていますが、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」の内容については、愛知県教育委員会から明確な通知は出ていません。愛知県のホームページにも資料3の事務連絡がPDFで掲載されているだけです。もし、私の確認ミス等があるならば、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」の内容について周知されている文章等を資料3以外で教えてください。

教育長が発言された内容も記述させていただきましたが、12月22日の愛知県教育委員会会議から卒業式のマスクの着用についてまでの約二カ月間に「まずは今まで通知してきた内容を元に分かりやすい資料にして学校現場に届け、保護者にも見てもらえるようウェブなどに掲載するなどの対応を進めていく」（資料1）の発言に対して何をされましたか。少なくとも高等学校の現場には届いていません。もし、あるのならば教えてください。あ

と「今までも随時マスクについての考え方を通知しているが、きちんと学校現場や保護者に届いているかについては反省すべき点もあると思う。」(資料1)という発言もされていますが、反省があるならば改善をしなければいけません、何かされましたか。もしくは今後どのような改善策をお考えでしょうか。ぜひ、お聞かせください。

私は、令和4年12月22日の愛知県教育委員会会議のやり取りを聞いていて、周知されていないのに、いかにも周知されているような言い回しで、「教員側への徹底がまだ行き届いていないように感じる」と教育委員の方にも思われ、請願者に対しても学校及び教員が怠慢と誤解されるような物言いに言葉を失いました。何度も言いますが、愛知県教育委員会が作成されたガイドラインには「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」の文章は書かれていません。このマスクの件は一例で、今後、学校現場には大切なことは「卒業式のマスク着用について」の通知くらい明確なものを出していただきたい。

## 2 請願項目

- (1) 大切な内容及び変更点については、愛知県教育委員会が明確にわかりやすく周知すること。
- (2) 校長会等でも大切な内容及び変更点について書面だけではなく口頭でも確実に伝え、各学校等で教職員に書面を掲示するだけではなく口頭で確実に伝えるようにすること。
- (3) 反省点はスピード感を持って改善し、分かりやすい資料にして学校現場に届け、ウェブにも掲載すること。

以上

## 参考資料

資料1 2022年度12月定例会会議概要(会議録)

「請願第39号 学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」愛知県教育委員会会議(定例会)令和4年12月22日開催

資料2 マスクの着用に関するリーフレットについて

愛知県教育委員会保健体育課長 令和4年10月20日通知

資料3 マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和4年10月14日事務連絡

資料4 「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂について(通知)

愛知県教育委員会保健体育課長 令和4年10月28日通知

資料5 学校生活におけるマスクの着用について

愛知県立岩津高等学校 令和5年1月24日周知

\*資料には、今回の請願に該当する内容についてマーカーを引かせていただいております。